

整理番号	NO
保管者名	

宮 城 県
農 業 農 村 整 備 事 業 等
標 準 積 算 基 準

【 統 合 版 】

令 和 6 年 1 0 月 1 日 以 降

編 集

宮 城 県 農 政 部

宮城県農業農村整備事業等標準積算基準追録加除整理一覧表

追録の加除整理が終わったのち、追録の表紙に記載されている内容
現在日をこの表に記入してください。

台 本 令和6年10月1日 現在

追録号数	内 容 現 在 日	整 理 者 印	追録号数	内 容 現 在 日	整 理 者 印
第 1 号	年 月 日		第 15 号	年 月 日	
第 2 号	年 月 日		第 16 号	年 月 日	
第 3 号	年 月 日		第 17 号	年 月 日	
第 4 号	年 月 日		第 18 号	年 月 日	
第 5 号	年 月 日		第 19 号	年 月 日	
第 6 号	年 月 日		第 20 号	年 月 日	
第 7 号	年 月 日		第 21 号	年 月 日	
第 8 号	年 月 日		第 22 号	年 月 日	
第 9 号	年 月 日		第 23 号	年 月 日	
第 10 号	年 月 日		第 24 号	年 月 日	
第 11 号	年 月 日		第 25 号	年 月 日	
第 12 号	年 月 日		第 26 号	年 月 日	
第 13 号	年 月 日		第 27 号	年 月 日	
第 14 号	年 月 日		第 28 号	年 月 日	

宮城県農業農村整備事業等 標準積算基準類の取扱い

1 積算基準類の適用

宮城県における、農業農村整備事業等の工事・業務価格基準は、農林水産省が制定している「土地改良工事積算基準」（以下「積算基準」という）を準用するものとし、積算基準に記載の無いもの或いは運用が異なるもの等については、「宮城県農業農村整備事業等標準積算基準（統合版）」によるものとする。

なお、農林水産省が制定している積算基準に関する図書については、下記のとおりである。

- 1) 土地改良工事積算基準（土木工事） 令和6年度版
- 2) 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計） 令和6年度版
- 3) 土地改良工事積算基準（施設機械） 令和6年度版
- 4) 土地改良工事積算基準（機械経費） 令和6年度版

また、上記図書の外、土地改良工事積算マニュアル（土木工事）令和6年度版（一般社団法人農業農村整備情報センター発行）も参考とする。

※ 「土地改良工事積算基準等」及び「宮城県農業農村整備事業等標準積算基準（統合版）」に記載がない基準、歩掛等については、「設計単価等決定要領（農業農村整備事業）」によるものとする。

2 労務資材等単価の適用

農業農村整備事業等の工事・業務価格算出のため、上記1と組み合わせて使用する「労務単価」、「資材単価」等については、下記資料を適用するものとする。

- 1) 労務資材単価表（農業農村整備事業） 宮城県農政部
- 2) ほ場整備工事等資材単価表 宮城県農政部
- 3) 揚水機場機械設備等資材単価表 宮城県農政部
- 4) 施工パッケージ型積算方式標準単価表（令和6年4月から適用）農林水産省

※ 上記資料に記載がない労務資材単価については、「設計単価等決定要領（農業農村整備事業）」によるものとする。

3 積算基準及び設計単価の適用年期日

農業農村整備事業等の工事の当初設計金額の算出に使用する設計単価等は、公告または指名通知を行う日の前月の単価等とし、業務の当初設計金額の算出に使用する設計単価等は、公告または指名通知を行う日に有効な当月資料の単価等とする。

労務資材単価表（農業農村整備事業）等作成要領

（目 的）

第1 この要領は、農業農村整備事業等に係る建設工事及び建設関連業務の積算に用いる設計単価等のうち、統一的に定める単価「労務資材単価表（農業農村整備事業）」等の決定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2 この要領において使用する用語は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「特別調査資料」とは、対象資材の流通価格を適切に把握できる調査等により作成したものをいう。
- (2) 「物価資料」とは、「建設物価（一般財団法人建設物価調査会発行）」、「積算資料（一般財団法人経済調査会発行）」、「土木コスト情報（一般財団法人建設物価調査会発行）」及び「土木施工単価（一般財団法人経済調査会発行）」をいう。
- (3) 「見積資料」とは、資材単価等、市場単価及び土木工事標準単価を調査するために材料の製造者、商社等又は施工者から徴したものをいう。
- (4) 「市場単価」とは、材料費、労務費、機械経費等で構成される施工単位当たりの市場での取引価格をいう。
- (5) 「土木工事標準単価」とは、標準的な工法による施工単位当たりの工事費で、工事業者の施工実績に基づき、調査により得られた材料費、歩掛等によって算定した価格をいう。
- (6) 「資材単価等」とは、労務単価等、市場単価、土木工事標準単価以外の単価をいう。
- (7) 「地域資材単価」とは、特別調査資料、物価資料に基づき、県内統一的に定める単価をいう。
- (8) 「地区資材単価」とは、県内において、統一的に定めることが困難な資材について、特別調査資料、物価資料に基づき、県内を地域分割して、地域毎に定める単価をいう。

（労務単価等）

第3 労務単価及び設計業務等の技術者単価（以下、「労務単価等」という。）は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 労務単価は、農林水産省及び国土交通省が実施している公共事業労務費調査に基づき、決定される公共工事設計労務単価（基準額）によるものとする。
- (2) 設計業務委託等の技術者単価は、農林水産省が定める基準日額によるものとする。

（資材単価等の決定）

第4 資材単価等の決定方法は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 資材単価等は、特別調査資料、物価資料、見積資料の順で採用する。
- (2) 物価資料による場合は次の各号に定めるところによる。
 - (ア) 地域別価格が掲載されている場合は、当該地域の価格を採用するものとするものとし、掲載

が無い場合は、東京の価格を採用するものとする。

- (イ) 複数の物価資料に価格の記載がある場合は、原則として、掲載価格を平均した価格を採用する。ただし、物価資料のうち一方の資料のみに記載されている場合は、その価格を採用するものとする。
- (ウ) 公表価格で記載されている価格を採用する場合は、次の式により求めるものとする。なお、類似品目がない場合は、市況の取引の実態を反映させるものとする。

$$\text{採用価格} = (B / A) \times C$$

A：類似品目の定価又は公表価格

B：類似品目の実取引価格又は物価資料に記載されている実勢価格

C：当該品目の定価又は公表価格

- (3) 見積資料による場合は次の各号に定めるところによる。
 - (ア) 見積りは実勢価格を徴収するものとし、見積徴収対象者は、原則として5者以上から徴し、その平均価格または平均直下の価格を採用するものとする。
 - (イ) 見積価格の確認は前項(ウ)の規定を準用するものとし、この場合「定価又は公表価格」を「見積価格」に読み替えるものとする。
 - (ウ) 見積価格の端数処理は、切り捨てにより実数を物価資料の最小単位に一致させるものとする。

(市場単価及び土木工事標準単価の決定方法)

第5 市場単価及び土木工事標準単価は次のとおり定めるところによる。

- (1) 市場単価及び土木工事標準単価は物価資料による。
- (2) 物価資料価格の取扱いは第4(2)(ア)及び(イ)の規定を準用する。

(単価の制定及び改定)

第6 単価の制定及び改定は次のとおり定めるところによる。

- (1) 当該年度の単価の制定は4月1日とし、事業執行上必要な労務単価、資材単価、市場単価及び土木工事標準単価について定めるものとする。
- (2) 物価資料により単価を決定する資材単価等、市場単価及び土木工事標準単価（以下、「刊行物調査単価」という。）は、毎月改定することを原則とする。特別調査資料により単価を決定する資材単価等（以下、「特別調査単価」という。）は、四半期毎に改定することを原則とする。ただし、廃棄物処理費用は除くものとする。
- (3) 特別調査単価は、上記(2)によらず、当該単価と実勢価格に乖離が生じた場合には、改定を行うものとする。

(資材単価等及び市場単価及び土木工事標準単価の調査)

第7 刊行物調査の調査時期は毎月とし、物価資料は制定または改定日の前月号または前月を含む季刊号を調査するものとする。特別調査単価の調査時期は別表によるものとする。ただし、特別調査単価と実勢価格に剥離が確認された場合は、これによらず実施できることとする。

(端数の調整方法)

第8 物価資料により平均価格を算出する場合の端数調整方法は、次の各項に定めるところによる。

- | | |
|---|-------------|
| 1 生コン (m ³ 当たり) | 円単位切り捨て |
| 2 アスファルト合材 (t 当たり) ・骨材 (m ³ 当たり) | 50円単位切り捨て |
| 3 鋼材・丸鋼 (t 当たり) | 500円単位切り捨て |
| 4 PCより線・PC鋼棒 (kg 当たり) ・燃料 (L 当たり) | 少数第2位以下切り捨て |
| 5 その他一般資材 | |
| 価格1,000円未満 | 少数以下切り捨て |
| 価格1,000円以上10,000円未満 | 一の位切り捨て |
| 価格10,000円以上 | 十の位切り捨て |

附則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月27日から施行する。

別表

項目	改定日			
	4月1日制定	7月1日施行	10月1日施行	1月1日施行
特別調査資料	2月調査	5月調査	8月調査	11月調査

設計単価等決定要領（農業農村整備事業）

（適用範囲）

第1 この要領は、農業農村整備事業等に係る建設工事及び建設関連業務の積算に用いる設計単価等の決定に適用する。ただし、工事規模、種類、施工箇所、施工条件、発注時期等を勘案し、この要領により難しい場合は、事前に本庁担当課と協議の上、別途決定するものとする。

（用語の定義）

第2 この要領において使用する用語は、次の各項に定めるところによるものとする。

- (1) 「設計単価」とは、設計書に計上する材料の単位あたりの価格をいい、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。
- (2) 「設計単価等」とは、「設計単価」の他、積算に用いる歩掛、施工単価、損料等をいう。
- (3) 「工事積算標準書」とは、宮城県農業農村整備事業等標準積算基準（統合版）、労務資材単価表（農業農村整備事業）等の宮城県農政部で定めた基準書・通知等をいう。

なお、宮城県農政部で定めた基準書、通知等において準拠を定めた農林水産省の基準書・通知等（土地改良工事積算基準等）を含む。

- (4) 「他官庁資料」とは、宮城県他部局、国の機関及び独立行政法人等で作成または監修等された資料をいう。
- (5) 「物価資料」とは、「建設物価（一般財団法人建設物価調査会発行）」、「積算資料（財団法人経済調査会発行）」、「土木コスト情報（一般財団法人建設物価調査会発行）」及び「建設施工単価（一般財団法人経済調査会発行）」をいう。
- (6) 「協会等資料」とは、建設工事等において、設計・調査・施工に関する工法等の技術普及のため会員の協力で設立、運営されている団体等が統一の見解をもって発行した資料をいう。
- (7) 「見積資料」とは、材料単価、市場における施工単価、機械損料及び賃料等を調査するために材料の製造者、商社等又は施工者から徴したものをいう。

（設計単価等の決定）

第3 設計単価等は、工事積算標準書、他官庁資料、物価資料、協会等資料、見積資料の順に採用する。

（1）物価資料による場合

- (イ) 市場単価及び土木工事標準単価を除く設計単価の決定は、物価資料の2誌に掲載がある場合は、物価資料の使用頻度と事務効率を勘案して、県が特別調査を委託した機関の物価資料を採用するものとする。ただし、使用量の多い資材等工事価格に占める割合の大きい資材については、別途考慮して決定するものとする。
- (ロ) 市場単価及び土木工事標準単価の設計単価の決定は、原則として物価資料の掲載価格の平均値を採用するものとする。
- (ハ) 特別調査委託先の物価資料に掲載のない場合は、他方物価資料を採用するものとする。
- (ニ) 単価の採用は、地域別価格が掲載されている場合は、当該地域の価格を採用する

ものとし、掲載が無い場合は、東京の価格を採用するものとする。

(2) 協会等資料による場合

協会資料（カタログ等）に記載されている価格及び基準等は、販売希望価格及び参考歩掛の場合が多く、実勢価格及び実態の歩掛とは異なる場合があるので、採用にあたっては適正と判断できる客観的な資料があるか、他工事での使用実績があるか等を十分に検討し採用するものとする。

(3) 見積資料による場合は、農政部見積徴収基準によるものとする。

（設計単価等の適用年月日）

第4 工事の当初設計金額の算出に使用する設計単価等は、公告または指名通知を行う日の前月の単価等とし、業務の当初設計金額の算出に使用する設計単価等は、公告または指名通知を行う日に有効な当月資料の単価等とする。

2 物価資料は、工事の当初設計金額の算出に使用する場合は公告または指名通知を行う日の前々月号または前々月を含む季刊号の単価等とし、業務の当初設計金額の算出に使用する場合は公告または指名通知を行う日の前月号または前月を含む季刊号の単価とする。

（端数の調整方法）

第5 物価資料により平均単価を算出する場合の端数調整方法は次の各項に定めるところによる。

- | | | |
|---|---|-----------------------------|
| (1) 生コン（m ³ 当り） | 円単位切捨て | |
| (2) アスファルト合材（t当り）・骨材（m ³ 当り） | 50円単位切捨て | |
| (3) 鋼材・丸鋼（t当り） | 500円単位切捨て | |
| (4) PCより線・PC鋼棒（kg当り）、燃料（L当り） | 小数第2位以下切捨て | |
| (5) その他一般資材 | 価格1,000円未満
価格1,000円以上 10,000円未満
価格10,000円以上 | 小数以下切捨て
一の位切捨て
十の位切捨て |

（その他）

第6 県が特別調査を委託した機関（当該機関の物価資料）については、毎年、別途通知する。

附則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月27日から施行する。

見 積 徴 収 基 準

(令和4年10月1日施行)

1 適 用

本基準は、農政部各課で採用している「設計単価等決定要領」で規定されている見積資料を徴収する場合に適用する。

ただし、この基準により難しい場合は、事前に事業主務課と協議の上、別途決定する。

2 徴収する内容及び範囲

徴収する見積資料の内容は、原則として実勢価格を徴収するものとする。

ただし、取引実績又は施工実績がない等特別な事情の場合には販売希望価格及び参考歩掛によることができるものとするが、その採用に当たっては十分に検討して行うこととする。

3 総合見積

建設工事及び調査設計業務等で下記項目に該当する場合には、必要な間接経費を計上した総合見積の徴収ができるものとする。

(1) 業務成果物又は工事目的物等は、明確であるが歩掛等が無い場合。

(2) 施工方法、施工内訳が不明で施工単価、施工歩掛の徴収ができない場合。

4 徴収にあたっての注意事項

見積資料は、総合見積の場合を除いて、原則として共通仮設費等の諸経費を含まない金額（直接工事費ベース）で徴収する。

5 見積依頼先の選定

見積依頼先の選定は、見積の種類、内容、対象項目における業者の技術力、過去の実績、工事規模、対象項目の流通経路等を考慮し決定することとする。依頼者数は、次の定めるところによる。

(1) 原則として、5者以上（営繕工事等は、原則3者以上）とする。なお、徴収する数が多いほど価格の妥当性が向上することから、できる限り数多く徴収するよう努めること。

(2) 見積想定額（総金額）が工事費等に占める割合が大きい場合又は依頼先が受注業者になりえる場合は、5者以上とする。

(3) 特許工法等（※）で、取り扱いメーカー、商社数が限定され見積依頼先が限られる場合には、

(1)、(2)によらないものとする。

※特許工法・特殊工法や特殊部品などにより徴収する業者が限られる場合を想定している。

6 依頼の方法及び見積期間

(1) 依頼先が見積内容及び条件を的確に理解できるための必要な資料を添付して公平に依頼しなければならない。

(2) 見積内容・見積条件を十分理解し、見積資料作成を行うのに必要な期間を設けなければならない。

(3) 依頼先には、依頼することが直ちに受注につながらないことを明記しなければならない。

7 徴収結果による価格及び歩掛、賃料等の採用方法

(1) 単価、歩掛及び賃料等は、以下のとおり採用する。

単価：異常値を排除した上で、平均価格（営繕工事等は最低価格）を採用する。

歩掛、賃料等：異常値を排除した上で、平均直下の価格（営繕工事等は最低価格）を採用する。

※異常値とは、直近上下位との差が30%以上あるものをいう。

(2) 徴収結果において、採用予定価が明らかに実勢の価格等と乖離していると判断された場合においては、再見積等を行うことができることとする。

(3) 公表価格でしか見積徴収できない場合等において、見積価格等が明らかに実勢価格等と乖離していると判断された場合のうち類似品目の価格または市況の取引の実態が明確な場合においては、次の式により求めた価格を設計単価として採用することができるものとする。

$$\text{採用価格} = \left(\frac{B}{A} \right) \times C$$

A：類似品目の定価又は公表価格

- B：類似品目の実取引価格又は物価資料に記載されている実勢価格
C：当該品目の見積徴収額

8 見積費用の計上

見積依頼先には、特に費用等は計上しないものとする。ただし、設計付き見積徴収等の場合で依頼先の負担が大きくなると判断される場合は、主務課と協議の上、別途計上できるものとする。

附則

本基準は、平成31年4月1日から適用する。

附則

本基準は、令和4年10月1日から適用する。

なお、令和4年9月30日までに徴収したものは、旧基準を適用する。

宮城県農業農村整備事業等標準積算基準
【 統 合 版 】
目 次

I. 共通事項編

I - 1	工事価格を算出する場合の端数処理について示されたい ……	統 I - 1
I - 2	設計変更に伴う請負工事価格の計算例を示されたい ……	統 I - 1
I - 3	受注者の責めに帰すことができないものによる設計図書の変更に 伴う工期の延長や工事の一時中止をした場合の増加費用等の積算 方法について示されたい ……	統 I - 1
I - 4	工事情報共有システムの登録料及び使用料等に係る費用について ……	統 I - 1
I - 5	「誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル 工事」の積算方法について示されたい ……	統 I - 1
I - 6	「週休2日モデル工事」の積算方法について示されたい ……	統 I - 1

II. 土木工事編

II - 1	工事数量計算について示されたい ……	統 II - 1
II - 2	豪雪補正について示されたい ……	統 II - 1
II - 3	D I D（人口集中地域）境界図を示されたい ……	統 II - 1
II - 4	建設機械等の所在地（輸送基地）について示されたい ……	統 II - 2
II - 5	レディミクストコンクリートの標準仕様基準について示されたい ……	統 II - 3
II - 6	積雪寒冷地域で施工時期が冬期間となる場合の現場管理費率の補 正について示されたい ……	統 II - 4
II - 7	現場条件により継続的に時間的制約を受け、標準作業時間を確保 する事ができない場合の積算方法について示されたい ……	統 II - 4
II - 8	公共工事の円滑な実施を行うために関係農家との調整、周辺住民 への生活環境への配慮及び現場労働者の作業環境を図るための積 算方法について示されたい ……	統 II - 4
II - 9	「ICT施工・3次元化等の活用提案モデル工事」の積算方法に ついて示されたい ……	統 II - 4
II - 10	農業農村整備事業等の工事における熱中症対策に資する現場管理 費率の補正の試行について示されたい ……	統 II - 4
II - 11	1日未満で完了する作業の積算について示されたい ……	統 II - 4
II - 12	運搬費及び準備費の設計変更について示されたい ……	統 II - 4
II - 13	遠隔確認に伴う設計変更について示されたい ……	統 II - 4

III. 調査測量設計編

III - 1	調査測量設計業務の積算における端数処理について示されたい ……	統 III - 1
III - 2	設計変更に伴う調査測量設計の業務価格の計算例を示されたい ……	統 III - 1
III - 3	用地調査業務の価格積算基準等について ……	統 III - 1
III - 4	用地調査業務の積算書の数値処理について ……	統 III - 1
III - 5	換地を伴う土地改良事業の確定測量業務の経費算定基準について ……	統 III - 1

IV. 施設機械編

IV - 1	工事数量計算について示されたい ……	統 IV - 1
--------	--------------------	----------

V. その他

1.	宮城県独自歩掛 ……	統 V - 1
----	------------	---------

I . 共通事項編

I . 共 通 事 項 編

I - 1

工事価格を算出する場合の端数処理について示されたい。

土木工事は、「農林水産省 土地改良工事積算基準（土木工事）」土地改良事業等請負工事積算基準等の運用 によるものとする。

施設機械工事は、「農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）」土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の運用 によるものとする。

ただし、土木工事及び施設機械工事の工事価格の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満を切り捨てる。

I - 2

設計変更に伴う請負工事価格の計算例を示されたい。

設計変更の積算は通常の積上積算で行うが、変更請負工事価格の算出は宮城県建設工事執行規則取扱要綱の規定により下記の式により算出する。

変更請負工事価格 = (変更請負工事設計額 × 当初契約金額 ÷ 当初請負対象設計額) + 消費税額
※第2回変更以降も同様の計算とする。

I - 3

受注者の責めに帰すことができないものによる設計図書の変更に伴う工期の延長や工事一時中止をした場合の増加費用等の積算方法について示されたい。

令和2年9月14日付け農村号外「宮城県農業農村整備事業における工事中止ガイドラインについて」及び令和4年9月16日付け農村号外「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」によるものとする。

I - 4

工事情報共有システムの登録料及び使用料等に係る費用について

令和3年3月17日付け農村第486号「農業農村整備事業等の工事における情報共有システムの活用実施要領及びガイドラインの策定について」によるものとする。

I - 5

「誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル工事」の積算方法について示されたい。

令和4年4月1日付け農村第33号「宮城県農業農村整備事業等の工事における「誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル工事」実施要領の一部改定について」によるものとする。

I - 6

「週休2日モデル工事」の積算方法について示されたい。

令和6年3月27日付け農村第451号「宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領の一部改定について」によるものとする。

II. 土木工事編

II. 土木工事編

II-1

工事数量計算について示されたい。

土木工事の数量計算は、「農林水産省土地改良工事数量算出要領（案）」を参考とされたい。

II-2

豪雪補正について示されたい。

別表1の地域に機械の所在地（基地）と使用場所（現場）が存在する場合は、豪雪補正の対象となるので、適切に機械損料を補正すること。

別表1 豪雪地域

豪雪地域は以下の市町村とする。

県名	郡名	市町村名	備考
宮城県	市	仙台市（旧宮城・秋保町）、白石市	
	刈田郡	蔵王町、七ヶ宿町	
	柴田郡	川崎町	
	加美郡	加美町（旧小野田町、旧宮崎町）	
	大崎市	（旧古川市、旧岩出山町、旧鳴子町）	
	栗原市	（旧築館町、旧若柳町、旧栗駒町、旧高清水町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧金成町、旧志波姫町、旧花山村）	

II-3

D I D（人口集中地域）境界図を示されたい。

宮城県D I D（人口集中地域）設定市町村は次のとおり。

大河原 管内：白石市、角田市、大河原町、柴田町

仙台 管内：仙台市、塩釜市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町

大崎(旧古川)管内：大崎市（旧古川市）、加美町（旧中新田町）

登米(旧迫) 管内：気仙沼市（旧市）、登米市（旧迫町）

石巻 管内：石巻市（旧市）、東松島市（旧矢本町）

気仙沼 管内：気仙沼市

各市町村のD I D（人口集中地区）の境界図は政府統計の総合窓口 **e-STAT** の地図で見る統計（j-S T A T M A P）を参照すること。

(<https://www.e-stat.go.jp/gis>)

〈ログイン方法〉 「ログインしないでG I Sを始める」をクリックする。

〈境界図の検索方法〉 地図画面左上の検索ワード欄に県及び市町村名を入力し検索する。また、地図画面右上のプルダウンから人口集中地区（H27）を選択する。

建設機械等の所在地（輸送基地）について示されたい。

- (1) 機械機械等の所在地（輸送基地）は、「建設機械等損料算定表（宮城県土木部）」の所在区分と以下の所在地を参考とされたい。
 ただし、特別な理由により、適用することが著しく適正を欠くと認められる場合は、この限りでない。

所在区分 1

所在地	機 械 等 名 称
東 京	「建設機械等損料算定表（宮城県土木部）」による。 普通鋼矢板Ⅱ型及びVL型、H形鋼(H-594×170)

所在区分 2

所在地	機 械 等 名 称
仙 台 市	「建設機械等損料算定表（宮城県土木部）」による。

所在区分 3

所在地	機 械 等 名 称
仙 台 市 福 島 市 山 形 市	「建設機械等損料算定表（宮城県土木部）」による。 普通鋼矢板Ⅲ型及びⅣ型、軽量鋼矢板、H形鋼(H-400以下)、覆工板

所在区分 4

所在地	機 械 等 名 称
全 市	「建設機械等損料算定表（宮城県土木部）」による。

- (2) 輸送基地の起点は東京は東京都庁、それ以外は市役所とする。

レディミクストコンクリートの標準仕様基準について示されたい。

下記のとおり。ただし、セメントの種類については※3を参照のこと。

(令和元年11月1日適用)

無筋鉄筋区分	構造物の種類	コンクリート種類	セメントの種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラブ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	最小セメント使用量 (kg/m ³)	水セメント比 (%)	備考
無筋コンクリート	均しコンクリート、基礎コンクリート、小規模擁壁、石積(張)、ブロック積(張)の胴込、裏込、側溝、小水路、集水桝、管渠巻立て	普	高炉セメント (B種)	18	8	40	—	—	
	重力式構造物(橋台)、擁壁、護岸(法留、平張)、根固ブロック、ガードケーブル基礎(端末支柱)、トンネル覆工(インバート)		〃	18	8	40	—	60以下	
	海岸構造物、消波ブロック		〃	18	8	40	—	55以下	
	トンネル覆工(NATM、小断面、矢板工法アーチ、側壁)		〃	18	15	40	270	60以下	
	砂防ダム(堤体、側壁、水叩)		〃	18	5	40	—	60以下	
	同上(堤冠部)		〃	21	5	40	—	60以下	
	コンクリート張工		〃	18	3	25	265	60以下	
	鉄筋コンクリート		基礎コンクリート、小規模擁壁、小規模水路、集水桝、その他構造物	通	高炉セメント (B種)	21	12	25	—
堰、水門、樋門(函)、揚排水機場、水路		〃	21		12	25	—	55以下	部材厚20cm未満
同上		〃	21		12	25	—	60以下	部材厚20cm以上
同上(海水の影響を受ける構造物)		〃	21		12	25	330	45以下	
橋梁下部工、擁壁、函渠、井筒、潜函		〃	21又は24		12	25	—	55以下	部材厚20cm未満
同上		〃	21又は24		12	25	—	60以下	部材厚20cm以上
ラーメン構造物 (σca=80kg/mm ²)、RCスラブ、RCT桁、RCホースラブ、地覆、剛性防護柵		普通ポルトランドセメント	24		12	25	—	55以下	
深礎		高炉セメント (B種)	24		12	40	—	55以下	
非合成桁床板		普通ポルトランドセメント	24		12	25	300	55以下	
リバース杭、ベント杭		高炉セメント (B種)	30		18	40	350	55以下	
同上		〃	30		18	25	350	55以下	
PC橋(横桁、床板)、合成桁床版、プレテンI桁中詰、RCホースラブ中詰		普通又は早強ポルトランドセメント	30		12	25	—	55以下	
PCペラー橋、オルステージングによる現場打ちボステン桁		〃	36		12	25	—	55以下	
ボステン主桁		〃	40		12	25	—	55以下	
舗装	コンクリート舗装	舗装	高炉セメント (B種)	18	2.5	40	—	55以下	大型車無し
	同上		〃	24	2.5	40	—	55以下	I-1、I-2交通

- ※1 本基準は、標準的な使用目安を定めたものである。設計条件等により上表以外のコンクリートの使用を妨げるものではない。
- ※2 粗骨材最大寸法は、JIS A 5308による最大寸法の規定である。
(ex. 最大寸法25mmの場合、25mm、20mmのいずれも使用可能)
- ※3 セメントの種類は参考であり、特定調達品目である高炉セメントを標準とする。
ただし、東日本大震災の復旧・復興工事への円滑な供給のため、当面の間、普通ポルトランドセメントを標準とする。(H25.4.25付け事管号外)
- ※4 塩害対策の対象となる場合は別途考慮する。
- ※5 剛性防護柵については、「防護柵の設置基準・同解説」に基づき設計するものとする。

Ⅱ-6

積雪寒冷地域で施工時期が冬期間となる場合の現場管理費率の補正について示されたい。

令和2年9月14日付け農村号外「冬期施工における現場管理費率の補正について」によるものとする。

Ⅱ-7

現場条件により継続的に時間的制約を受け、標準作業時間を確保する事ができない場合の積算方法について示されたい。

令和3年3月17日付け農村号外「時間的制約を受ける工事の積算方法の一部改定について」によるものとする。

Ⅱ-8

公共工事の円滑な実施を行うための関係農家との調整、周辺住民への生活環境への配慮及び現場労働者の作業環境を図るための積算方法について示されたい。

令和5年9月22日付け農村第250号「工事における現場環境改善費の積算要領の一部改定について」によるものとする。

Ⅱ-9

「ICT施工・3次元化等の活用提案モデル工事」の積算方法について示されたい。

令和5年9月22日付け農村第251号「宮城県農業農村整備事業等の工事における「ICT施工・3次元化等の活用提案モデル工事」実施要領の一部改定について」（農林水産省「情報化施工技術活用ガイドライン」を準用）によるものとする。

Ⅱ-10

農業農村整備事業等の工事における熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について示されたい。

令和5年6月6日付け農村号外「農業農村整備事業の工事における熱中症対策に資する現場管理費率に補正の試行の一部改定について」によるものとする。

Ⅱ-11

1日未満で完了する作業の積算について示されたい。

令和3年9月17日付け農村号外「1日未満で完了する作業の積算について」によるものとする。

Ⅱ-12

運搬費及び準備費の設計変更について示されたい。

令和4年9月16日付け農村第251号「運搬費及び準備費の設計変更の一部改定について」によるものとする。

Ⅱ-13

遠隔確認に伴う設計変更について示されたい。

令和6年3月27日付け農村第452号「宮城県農業農村整備事業等の工事における遠隔確認の実施要領の一部改正について」によるものとする。

Ⅲ. 調査測量設計編

Ⅲ．調査測量設計編

Ⅲ-1

調査測量設計業務の積算における端数処理について示されたい

調査測量設計業務は、「農林水産省 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」設計業務等の価格積算基準等の留意事項 によるものとする。

ただし、業務価格は、1,000円未満を切り捨てる。

Ⅲ-2

設計変更に伴う調査測量設計の業務価格の計算例を示されたい

設計変更の積算は、通常の前と同じ方法で行うが、変更委託代金の算出は宮城県建設工事執行規則取扱要綱に準じて下記の式により算出する。

$$\text{変更委託代金} = \text{変更委託対象設計額} \times \text{当初契約金額} / \text{当初委託対象設計額}$$

Ⅲ-3

用地調査業務の価格積算基準等について

用地調査業務の価格積算に当たっては、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省）」によるものとする。

ただし、業務価格の端数処理は、1,000円未満を切り捨てる。

Ⅲ-4

用地調査業務の積算書の数値処理について

用地調査業務の端数処理は、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省）」によるものとする。

Ⅲ-5

換地を伴う土地改良事業の確定測量業務の経費算定基準について

換地を伴う土地改良事業の確定測量業務の経費算定に当たっては、「換地を伴う土地改良事業の確定測量業務の経費算定基準（農林水産省）」によるものとする。

ただし、業務価格の端数処理は、1,000円未満を切り捨てる。

IV. 施設機械編

IV. 施設機械編

IV-1

工事数量計算の算定について示されたい

施設機械工事の数量計算は、「農林水産省 土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）」を参考とされたい。

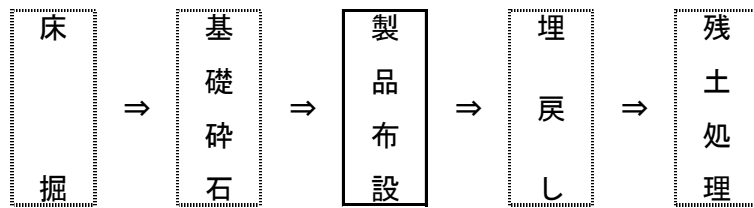
V. その他

1 . 宮城県独自歩掛

SP鉄筋コンクリート製品類機械布設(1)

1. 適用範囲

本歩掛は、鉄筋コンクリート製品類を機械で据付ける場合に適用する。



(注)本施工パッケージで対応しているのは、実線部分のみである。

鉄筋コンクリート製品類の材料費は、別途計上する。

布設に伴う材料の運搬距離 30m 程度までの現場内小運搬等を含む。

2. SP鉄筋コンクリート製品類機械布設(1)

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

積算条件区分一覧表及び1日当り作業量(個/日)

作業区分	製品質量(kg/個)	基礎砕石の有無	日当り標準作業量(個/日)
据付	50kg 以上 80kg 以下	無し	250
据付	80kg を超え 200kg 以下	無し	125
据付	200kg を超え 400kg 以下	無し	50
据付	400kg を超え 600kg 以下	無し	33
据付	600kg を超え 800kg 以下	無し	25
据付	800kg を超え 1,200kg 以下	無し	20
据付	1,200kg を超え 1,600kg 以下	無し	17
据付	1,600kg を超え 2,200kg 以下	無し	13

(注)施工パッケージ単価: SP コンクリート分水槽据付を準用。

撤去の日当たり標準作業量は、上表×2とする。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

代表機労材規格一覧表

項目	代表機労材規格	備考	
機 械	K1	バックホウ(クローラ型)[標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型(第3次基準値)]山積 0.28m3(平積 0.2m3)吊能力 1.7t	・賃料 ・製品質量が 1,200kg/個以下の 場合
		バックホウ(クローラ型)[標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型(~2011年)]山積 0.45m3(平積 0.35m3)吊能力 2.9t	・賃料 ・製品質量が 1,200kg/個超えの 場合
	K2	—	
	K3	—	
労 務	R1	運転手(特殊)	製品質量が 800kg/個 以下の場合
		普通作業員	製品質量が 800kg/個 超えの場合
	R2	普通作業員	製品質量が 800kg/個 以下の場合
		運転手(特殊)	製品質量が 800kg/個 超えの場合
	R3	土木一般世話役	
R4	特殊作業員		

材 料	Z1	軽油 パトロール給油	
	Z2	—	
	Z3	—	
	Z4	—	
市場単価	S	—	

(注)鉄筋コンクリート製品類(材料費)の条件区分はない。
積算単位は個とする。

(3) 計算例

[宮城県独自施工単価]

コード	施工単価名称
	SP鉄筋コンクリート製品類機械布設(1)

SP 鉄筋コンクリート製品類機械布設(1)1個当り単価表						
名称	条件区分		単位	数量	積算単価	摘要
SP 鉄筋コンクリート製品類機械布設(1)	作業区分	据付	個	1	<u>10,040 円</u>	
	製品質量(kg/個)	800kg を超え 1200kg 以下				
	基礎砕石の有無	無し				
	長期割引単価区分	あり				

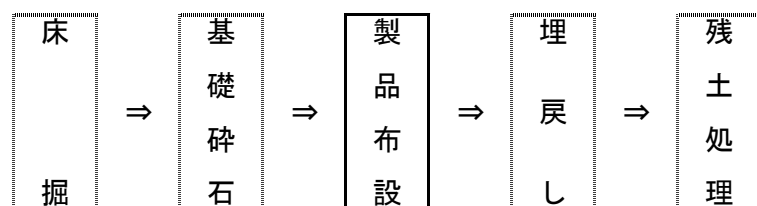
単価計算書				
項目	代表機材規格	構成比 (%)	東京単価	宮城単価
機械(K)		8.43		
K1	バックホウ(クローラ型)[標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型(第3次基準値)]山積 0.28m3(平積 0.2m3)吊能力 1.7t	7.96	5,810	6,010
K2		—	—	—
K3		—	—	—
労務(R)		89.79		
R1	普通作業員	35.04	23,900	22,100
R2	運転手(特殊)	28.98	27,700	32,600
R3	土木一般世話役	15.11	28,900	32,100
R4	特殊作業員	5.58	26,700	27,600
材料(Z)		1.78		
Z1	軽油 パトロール給油	1.68	134	140
Z2		—		
Z3		—		
Z4		—		
市場単価(S)		0.00		
S1		—		

$$\begin{aligned}
& \times \left[\left(\frac{7.96}{100} \times \frac{6,010}{5,810} + \frac{0}{100} \times \frac{0}{0} + \frac{0}{100} \times \frac{0}{0} \right) \times \frac{8.43}{7.96 + 0 + 0} \right. \\
& + \left(\frac{35.04}{100} \times \frac{22,100}{23,900} + \frac{28.89}{100} \times \frac{32,600}{27,700} + \frac{15.11}{100} \times \frac{32,100}{28,900} + \frac{5.58}{100} \times \frac{27,600}{26,700} \right) \times \frac{89.79}{35.04 + 28.98 + 15.11 + 5.58} \\
& + \left(\frac{1.68}{100} \times \frac{134.0}{140} + \frac{0}{100} \times \frac{0}{0} + \frac{0}{100} \times \frac{0}{0} + \frac{0.00}{100} \times \frac{0}{0} \right) \times \frac{1.78}{1.68 + 0 + 0 + 0} \\
& \left. + \frac{0}{100} \times \frac{0}{0} + \frac{100 - 8.43 - 89.79 - 1.78 - 0}{100} \right] = \quad \underline{\underline{10,040.0}} \quad (\text{円/単位})
\end{aligned}$$

鉄筋コンクリート製品類機械布設(2)

1. 適用範囲

本歩掛は、鉄筋コンクリート製品類を機械で据付ける場合に適用する。



(注)本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
(布設に伴う材料の移動手間を含む)

[宮城県独自施工単価]

コード	施工単価名称
	鉄筋コンクリート製品類機械布設

2. 使用機械

ラフテレーンクレーン 排出ガス対策型(第2次基準値)油圧伸縮ジブ型25t吊

3. 機種を選定

使用する機械の種類規格は、次の表とする。

表 3.1 機種を選定

規格区分(kg/個)	据付機械	規格
2,200 を超え 3,500 以下	ラフテレーンクレーン	排出ガス対策型(第2次基準値)油圧伸縮ジブ型25t吊
3,500 を超え 5,500 以下		
5,500 を超え 7,000 以下		
7,000 を超え 11,000 以下		

(注)1. ラフテレーンクレーンは賃料とする。
2. 現場条件等により上表により難しい場合は、現場条件等に適合した機種・規格を計上する。

4. 施工歩掛

鉄筋コンクリート製品類機械布設の歩掛は、次表する。

表 4.1 布設歩掛 (10個当たり)

規格区分(kg/個)	据付方法	世話役	特殊作業員	普通作業員	機械運転時間
2,200 を超え 3,500 以下	機械	0.77	0.77	2.69	0.77
3,500 を超え 5,500 以下		0.77	0.77	3.08	0.77
5,500 を超え 7,000 以下		0.83	0.83	3.75	0.83
7,000 を超え 11,000 以下		2.20	1.40	4.80	1.20

5. 単価表

鉄筋コンクリート製品類機械布設 1個 当たり単価

施工単価構成内訳

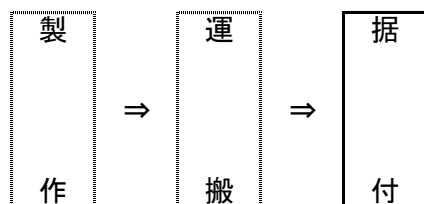
1個 当たり算出

名称	数量	単位	単価	備考
(1) 世話役	表 4.1	人		
(2) 特殊作業員	表 4.1	人		
(3) 普通作業員	表 4.1	人		
(4) ラフテレーンクレーン	表 4.1	日		
(5) 合計				Σ(1)~(4)
(6) 単価	1.0	個		(5)/10

簡易ゲート据付工

1. 適用範囲

本歩掛は、簡易ゲート(鑄鉄製、鋼製)の規格 200～1000 型の据付に適用する。



(注)本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。(簡易ゲート設置の際の労務費、材料費を含む。)

[宮城県独自施工単価]

コード	施工単価名称
	簡易ゲート据付工

1-1 歩掛参照元

農林水産省 土地改良工事積算基準(施設機械)“第6章 鋼製附属設備”
標準据付工数算定式により、1t当たりの据付工数を算定する。

$$y = 4.30x - 0.584$$

y = 標準据付工数(人/t)
x = 1基当たりの据付質量(t)

$$\therefore y = 4.30 \times 1 - 0.584 = 4.30 \text{人/t} \leftarrow \text{各規格の重量を掛けて据付工数を算出する。}$$

※「機械設備据付工」を「溶接工」に読替える

※ 職種別構成割合(%)

溶接工(機械設備据付工)・・・80%

普通作業員 ……………20%

【例】鑄鉄製丸型ゲート 200型(質量=45.0kg)

$$4.30 \text{人/t} \times 0.045 \text{t} = 0.1935 \text{人}$$

溶接工 0.1935人 * 0.8 = 0.1548 改め 0.15人

普通作業員 0.1935人 * 0.2 = 0.0387 改め 0.04人

(各労務人数は、小数点以下第3位四捨五入2位止めで算出)

表 1.1 据付工歩掛

名 称	規格	溶接工(人)	普通作業員(人)
鑄鉄製丸型ゲート(FC)	200型	0.15	0.04
	250型	0.17	0.04
	300型	0.21	0.05
	350型	0.25	0.06
	400型	0.28	0.07
	450型	0.39	0.10
	500型	0.44	0.11
	600型	0.61	0.15
	700型	0.76	0.19
	800型	0.94	0.23

名 称	規格	溶 接 工 (人)	普通作業員(人)
鑄鉄製角型ゲート(FC)	300 型	0.25	0.06
	350 型	0.30	0.07
	400 型	0.42	0.10
	450 型	0.50	0.13
	500 型	0.52	0.13
	600 型	0.78	0.20
鋼製ゲート (SS41)	250 型	0.14	0.04
	300 型	0.17	0.04
	350 型	0.19	0.05
	400 型	0.20	0.05
	450 型	0.36	0.09
	500 型	0.39	0.10
	600 型	0.44	0.11
	700 型	0.58	0.15
	800 型	0.68	0.17
	900 型	0.76	0.19
1000 型	0.83	0.21	

2. 単価表

簡易ゲート据付工 1基 当たり単価

施工単価構成内訳

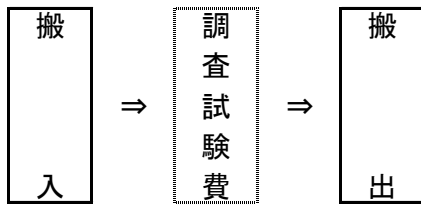
1基 当たり算出

名 称	数 量	単 位	単 価	備 考
(1) 鑄鉄製丸型ゲート	1.0	基		200 ~ 800 型
(1) 鑄鉄製角型ゲート	1.0	基		300 ~ 600 型
(1) 鋼 製 ゲ ー ト	1.0	基		250 ~1000 型
(2) 溶 接 工	表 1.1	人		
(3) 普 通 作 業 員	表 1.1	人		
(4) 合 計				$\Sigma(1)\sim(3)$
(5) 単 価	1.0	基		(4)/10

機械器具運搬費(調査)

1. 適用範囲

本歩掛は、地質調査試験用機材等の現地搬入・搬出費に適用する。



(注)本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

運搬費は、間接調査費で計上する。

運搬費は、最寄りの積算基地から現地までの資機材等の搬入、搬出(機械器具等運搬費)を対象とする。ボーリング用資機材等の搬入、搬出は、2t、3t、4tの2.9t吊りクレーン付きトラックによる運搬を標準(ボーリング用資材1編成分)とするが、これにより難しい場合は別途考慮する。

[宮城県独自施工単価]

コード	施工単価名称
	機械器具運搬費(調査)

2. 施工歩掛

表 2.1 機械器具運搬費(調査) (1回当り)

項目	名称	規格	単位	数量	適用
労務費	運転手(特殊)		人		$\alpha(\text{人/h}) \times T$
材料費	軽油		L		$\beta(\text{L/h}) \times T$
機械経費	トラック損料	3t車 (クレーン付き)	時間	T	土地改良工事積算基準 (機械経費)による。

(注)1. $T = [\text{運搬距離(km)}] \div 30(\text{km/h})$:少数点以下第2位(第3位四捨五入)

$\alpha = [\text{年間標準運転日数}] \div [\text{年間標準運転時間}]$ ($\alpha : 130 \div 760 = 0.171$ 改め 0.17)

$\beta = [\text{運転1時間当たり燃料消費量(L/h)}]$

2. 運搬距離は、往路、復路の合計とする。

表 2.2 トラック(クレーン装置付き)の規格、燃料消費量

トラック規格	軽油(L/時間)	備考
2t車(2.9t吊りクレーン付き)	3.92	$98(\text{kW}) \times 0.040(\text{L/kW-h})$
3t車(2.9t吊りクレーン付き)	5.28	$132(\text{kW}) \times 0.040(\text{L/kW-h})$
4t車(2.9t吊りクレーン付き)		

燃料=機関出力×運転1時間当り燃料消費率 :少数点以下第2位(第3位四捨五入)

3. 単価表

機械器具運搬費(調査) 1回 当たり単価

施工単価構成内訳 1回 当たり算出

名称	規格	数量	単位	単価	備考	
(1) 運転手(特殊)	表 2.2	$0.17 \times T$	人		$\Sigma(1) \sim (3)$ (4)/1.0	
(2) 軽油		表 2.2 × T	L			
(3) トラック(クレーン装置付)		T	時間			
(4) 合計						
(5) 単価			1.0	本		

(注)1. $T = [\text{運搬距離(km)}] \div 30(\text{km/h})$:少数点以下第2位(第3位四捨五入)

